

事件番号 令和 年 () 第 号

意 見 書

京都地方裁判所第5民事部不動産執行係 御中

令和 年 月 日

申立債権者 印

本件不動産につき、入札または競り売りの方法により売却を実施しても適法な買受けの申し出がなかったときは、他の方法により売却を実施することについて異議ありません。